

「習志野市スポーツ推進計画」について

1.前期計画の評価

(1)前期計画の概要

令和2年度から令和7年度を計画期間とする前期計画は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条に規定される「地方スポーツ推進計画」と位置づけ、①「する」スポーツの推進、②「みる」スポーツの推進、③「支える」スポーツの推進の3点を柱として推進してきました。全体目標の達成のため、45事業を評価対象と位置づけ、目標達成に努めました。

(2)各事業の評価について

令和元年度の実績値に基づく基準値及び最終目標値を設定し、年度ごとに達成状況进行评估しました。評価基準は以下のとおりです。

- ・最終目標を達成した場合:A 評価
- ・最終目標値は未達だが、進捗または現状維持:B 評価
- ・基準値未満:C 評価

(3)令和7年度の評価について

(2)の評価基準に基づき、45事業(うち1事業は東京オリンピック・パラリンピックの中止、無観客開催に伴い実施不可)进行评估しました。(詳細は別冊参照)

【A 評価事業数】

令和6年度:21事業→令和7年度24事業

【B 評価事業数】

令和6年度:16事業→令和7年度:16事業

【C 評価事業数】

令和6年度:7事業→令和7年度:4事業

(4)前期計画の全体評価について

令和7年度における最終評価は、前年度と比較し、A 評価事業が増加しましたが、半数近くの事業において、最終目標値に未達となっています。

本計画期間は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各事業において設定していた実施方法等を見直すなどの対応が必要となりましたが、各担当課がコロナ禍における生活様式の変化を踏まえながら、目標達成のための取り組みを推進していくことができたと思慮します。

一方で指導者や参加者の高齢化、スポーツ施設等の整備、効果的な周知方法など課題も多く残存しています。

2.現行計画について

(1)概要

令和8年度を始期とする現行計画は、習志野市前期基本計画、習志野市教育大綱、習志野市教育振興基本計画の計画期間に合わせ、令和15年度までを計画期間としています。

前期計画に定めた各事業の実施状況を踏まえ、現行計画の評価対象となる事業を設定いたしました。

(2)前期計画からの変更について

前期計画期間における実施状況を鑑み、一部の評価対象事業の変更をいたしました。

主な変更内容は以下のとおりです。

【主な変更点】

前期計画事業名	現行計画No.・事業名	事業内容	備考
感覚統合グループ(4・5歳児)	施策1 No.13 専門職による個別運動プログラム	体の使い方が不器用な子どもや運動遊びが苦手な子どもに対し、専門職個別の状態に合わせた運動プログラムを提供する。	グループでの活動から個別活動に変更
	施策6 No.6 生活習慣病、フレイル予防につながる身体活動の啓発	介護予防教室、健康教育等、各事業や取り組みの中で、年代に応じた身体活動を啓発し、健康増進につなげる。	新設
	施策6 No.10 施策12 No.6 スポーツ・運動サークル・団体への活動場所の提供	スポーツ・運動サークル・団体に対して、身近な場所にある公民館を活動の場所として提供する。	新設

(3)現行計画の目標について

令和6年度に実施した「習志野市スポーツ・運動に関する市民アンケート」の集計結果をもとに、計画全体の目標を以下のとおり設定しました。

【「する」スポーツの推進】

週1回以上スポーツを行う市民の割合→60%以上

【「みる」生涯スポーツの推進】

競技会場でスポーツ観戦したことがある市民の割合→40%以上

【「支える」スポーツの推進】

スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合→20%以上

なお、各事業の個別目標は今後決定いたします。

以上